

企 発 第 233 号

平成 17 年 2 月 23 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会

経 理 委 員 会

「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」に関する意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年 12 月 28 日に貴会より公表されました掲題公開草案に対しまして、意見を表明する機会を頂き感謝致します。

当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 費用認識の相手勘定

費用の相手勘定の問題は、負債と資本に関する定義の明確化、所謂概念フレームワークの問題となる。昨年討議資料として「財務会計の概念フレームワーク」が公表されており、その内容に従えば、負債と資本の中間に独立した項目に計上することも考えられなくはないが、当該概念フレームワークが社会的な合意として、一般に広く認識されたという段階には至っていないと判断されることから、公開草案第 38 項にも記載されている通り、貸借対照表の貸方項目の区分表示のあり方全般についての検討をまず行い、その結果を受けての結論にすべきと考える。

尚、当委員会としては、概念フレームワークの検討次第ではあるものの、特段の支障がない限りにおいては、国際的な会計基準との調和を図っていくことが重要と考えており、国際会計基準、米国会計基準同様、「資本の部」に計上することが望ましいと考える。また、「資本の部」に計上するとなった場合には、現在適用されている新株引受権の表示区分についても変更が必要となる。

2. 権利確定日より後の会計処理

上記1.に従い、費用認識の相手勘定を「資本の部」とすることを前提とすると、権利確定日には会社と従業員の間での取引は終了することから、その時点において資本の部は確定し、その後ストック・オプションが失効した場合でも事後の修正は不要と考える。

3. 会計基準の適用範囲

「自社株式オプション又は自社株式を用いない取引」を対象外としているが、自社株式オプションを含め報酬制度の多様化が進んで中、会計基準としては、現金決済によるもの、その現金額が自社株式の市場価格と連動することとされているもの等についての規定を含めるべきと考える。

第25項において、「対価性の存在しないことが証明できる場合には、本会計基準の適用対象外とした。ただし、対価性の推定を覆すに足る明確な反証が必要」とあるが、「対価性の存在しないことが証明できる場合」及び「対価性の推定を覆すに足る反証」について、どのようなものを想定されているか例示願いたい。

4. 未公開会社の取り扱い

未公開会社に関するストック・オプションの評価単価の算定にあたり、自社株式の評価額の算定方法について、適用指針等において例示頂きたい。

第52項において、「重要性の問題として各企業の判断に委ねることとした」とあるが、企業判断に委ねる事項を具体的に明示頂きたい。

5. 早期適用について

当会計基準は早期適用が認められないこととなっているが、第65項にも記載されている通り、特に支障がない限り、新たな会計基準が導入された場合には、早期適用が望ましいと考えられることから、現行商法等との兼ね合いで早期適用に支障があると判断されているのであれば、その内容を明示頂きたい。

以 上